平成15年(行ケ)第509号 特許取消決定取消請求事件(平成17年1月20日口頭弁論終結)

判 コニカミノルタホールディングス株式会社 原 コニカ株式会社 (旧商号) 訴訟代理人弁護士 森崎博之 同 根本浩 同 稲葉良幸 弁理士 大貫敏史 同 同 土屋徹雄 告 被 特許庁長官 小川洋 指定代理人 江頭信彦 小川謙 同 同 井上信 小曳満昭 同 同 伊藤三男

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

## 第1 請求

特許庁が異議2000-74040号事件について平成15年9月29日に した決定を取り消す。

第2 当事者間に争いのない事実

1 特許庁における手続の経緯等

原告は、名称を「放射線画像情報読取装置」とする特許第3038428号発明(昭和63年1月29日にした特願昭63-19231号の一部につき新たな特許出願〔以下「本件特許出願〕という。〕、平成12年3月3日設定登録、以下、その特許を「本件特許」という。)の特許権者である。

本件特許について、特許異議の申立てがされ、異議2000-74040号事件(以下「本件異議事件」という。)として特許庁に係属したところ、原告は、平成13年6月25日、本件特許出願の願書に添付した明細書の特許請求の範囲の記載等について訂正を求める訂正請求をした。

特許庁は、本件異議事件について審理した上、平成13年11月8日に「訂正を認める。特許第3038428号の請求項1ないし2に係る特許を取り消す。」との決定(以下「前決定」という。)をしたが、当庁平成13年(行ケ)第583号特許取消決定取消請求事件の判決(平成15年5月8日判決言渡し、以下「前判決」という。)により前決定が取り消され、前判決が確定したので、特許庁において、本件異議事件につき更に審理することとなり、原告は、平成15年8月19日、本件特許出願の願書に添付した明細書の特許請求の範囲の記載等について訂正(以下「本件訂正」という。)を求める訂正請求をした

訂正(以下「本件訂正」という。)を求める訂正請求をした。 特許庁は、本件異議事件について更に審理した結果、同年9月29日、「平成15年8月19日付の訂正を認める。特許第3038428号の請求項1ないし2に係る特許を取り消す。」との決定(以下「本件決定」という。)をし、その謄本は、同年10月20日、原告に送達された。

2 本件訂正に係る明細書(以下、願書に添付した図面と併せて「本件明細書」 という。)の特許請求の範囲記載の発明の要旨

【請求項1】放射線透過画像が記録された放射線画像変換パネルを読み取って、複数の画素からなるオリジナル画像データを得る読取手段と、前記読み取ったオリジナル画像データを前記放射線透過画像の縦方向及び横方向について同一の間引き率で間引くことにより間引き画像データを得る間引き手段と、前記間引き手段にて間引かれた間引き画像データの頻度分布に基づいて、前記放射線透過画像に応じた前記オリジナル画像データに対する階調処理条件を求める手段と、を有することを特徴とする放射線画像情報読取装置。

【請求項2】前記間引き手段は、前記読み取ったオリジナル画像データを1/4から1/32に間引くことを特徴とする請求項1記載の放射線画像情報読取装置。

(以下, 【請求項1】, 【請求項2】の発明を「本件発明1」, 「本件発明

2」という。)

本件決定の理由

本件決定は,別添決定謄本写し記載のとおり,本件発明1は,昭和62年5 月7日に頒布された刊行物である特開昭62-97533号公報(審判刊行物1・ 本訴甲3,以下「刊行物1」という。)に記載された発明(以下「刊行物1発明」 という。)及び特開昭56-116182号公報(本訴甲6,以下「甲6公報」と いう。)に記載された事項、その他の周知・慣用技術に基づいて当業者が容易に発 明をすることができたものであり、本件発明2が本件発明1に付加限定した点は、 格別の技術的意義は認められず、特許法29条2項の規定により、いずれも特許を受けることができないものであり、本件発明1、2に係る本件特許は、拒絶の査定 拒絶の査定 をしなければならない特許出願に対してされたものであって,特許法等の一部を改 正する法律(平成6年法律第116号)附則14条の規定に基づく,特許法等の一 部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令(平成7年政令第20 5号) 4条2項の規定により、取り消すべきものとした。 原告主張の本件決定取消事由

本件決定は、本件発明1と刊行物1発明との相違点についての判断を誤り (取消事由1), その結果、本件発明2の刊行物1発明に基づく進歩性についての 判断を誤った(取消事由2)ものであるから,違法として取り消されるべきであ る。

取消事由1(本件発明1と刊行物1発明との相違点についての判断の誤り) (1) 審決は、本件発明1と刊行物1発明との一致点として、「『放射線透過画 像が記録された放射線画像変換パネルを読み取って、複数の画素からなるオリジナル画像データを得る読取手段と、画像データの頻度分布に基づいて、前記放射線画像に応じた前記画像データに対する階調処理条件を求める手段と、を有すること (を)特徴とする放射線画像情報読取装置。』の点」(決定謄本6頁第3段落) 相違点として、「本件発明1が、『読み取った画像データを前記放射線画像の 縦方向及び横方向について同一の間引き率で間引くことにより間引き画像を得る間引き手段』を備え、頻度分布を取る画像データが、『前記間引き手段にて間引かれた間引き画像データ』であるのに対して、刊行物1発明では、読取られた放射線画像のヒストグラム等の画像情報の画質的要件を得るためのデータは、画像情報を思 実に表現できる範囲内に於て一部省略したものであるが,画像情報を忠実に表現で きる範囲内に於て一部省略して抽出する手段、及び画質的要件を得るためのデータがどのようなものかについては、刊行物1のどこにもそれ以上の具体的な説明がな されていない点」(同頁第4段落)を認定した上、相違点について、 明において、読み取った画像データを前記放射線画像の縦方向及び横方向について 同一の間引き率で間引くことにより間引き画像を得る間引き手段を備え、頻度分布 を取る画像データを前記間引き手段にて間引かれた間引き画像データ、とすることは当業者が周知・慣用技術等を参酌して容易に推考できるものと認められ、本件発 明1はそのようにしたものと格別異ならない」(同7頁下から第3段落)と判断し た。

本件決定の本件発明1と刊行物1発明との一致点の認定及び相違点の認定 は認めるが,相違点についての判断は,以下のとおり誤りである。

(2) 本件決定は、上記判断に当たって、「刊行物 1 発明におけるオリジナル画 一タも画素毎の独立したディジタルデータであるから、このようなデータから なる画像情報を忠実に表現できる範囲内に於て一部省略して抽出する手段を考えると、画像処理に係る技術分野において、画像のデータを一部省略して抽出する手段 として多くの画素からところどころを省く即ち『間引く』ようにする手段が周知・ 慣用のもの」(決定謄本6頁最終段落)と認定した。しかしながら、「一部省略」 という概念は、「間引く」という概念とは全く異なるものである。すなわち、広辞 苑第5版(甲7-1~3)によれば、「一部」とは「全体のなかの或る部分」(甲 「省略」とは「簡単にするために一部分を略してはぶくこと」(甲7一 7-1). 2) という意味であるから、「一部省略」とは、簡単にするために全体の中のある 部分を略して省くという概念であると解すべきであり、他方、「間引く」とは、 「間にあるものを除き、適当な間隔を保つ」(甲7-3)という意味である。した がって、「一部省略」という概念が「間引く」という概念と異なっていることは明 らかであり、「一部省略して抽出する手段」と「『間引く』ようにする 手段」とが全く異なる手段であることも明らかである。 (3) 本件決定は、「『間引く』ようにする手段が周知・慣用のもの」であるこ

とを示す刊行物として、特開昭61-180374号公報(甲4、以下「甲4公報」という。)、特開昭62-202676号公報(甲5、以下「甲5公報」という。)及び甲6公報を引用した上、「刊行物1発明において画像のデータを一部略して抽出する手段として間引き手段を採用するようにすることは、当業者ならに格別思考することなく想到する」(決定謄本7頁第2段落)としたが、ある対象の構成に周知・慣用技術を採用する場合、その周知・慣用技術の技術特性や具現化する際の構成が対象に適合するかどうかを検討し、適合する場合にのみ当該技術を採用することなど、どのような技術分野においてもおよそあり得ないことである。本件特許出願当時、画像処理分野における間引き処理の技術特性、具現化する際の構成は、当業者において以下のように把握されていた。

ア 技術特性 間引き処理は、画像のデータ量を少なくし、後段の処理量を減らせる一方、オリジナル画像に比べて情報が落ちてしまうため、細線など細かい模様を有する画像に対して適用することは好ましくない。このことは、甲5公報の「原画像と同一サイズに復元したときは、一般に細かい模様の部分の劣化が大きいものであた」(1頁右下欄第2段落)等の記載及び甲6公報の「このような方法(注、『読取画素を一定の割合で間引きして、その間引かれた後の少数の特定画素による・・・統計量を算出させるための演算処理を実行させるように』する方法)を採ると間引かれた画素中にたまたま細線の画像情報が含まれているとすると、その演算処理時に必要な情報の欠落を生じて判定誤差を生じてしまうという問題がある」(2頁左下欄第1段落)等の記載から明らかである。

イ 具現化する際の構成

間引き処理は、記憶装置(磁気ディスクなど)からオリジナル画像デー タを読み出し、当該読み出したオリジナル画像データに対して間引き処理を実行し、間引き処理後の画像データを記憶するという、3工程により具現化する。このことは、甲4公報の「まず、第2図に示す中央処理装置8の制御によって磁気ディ スク5から原画像1の画像データを取り出す。・・・次に、中央処理装置8で上記 原画像1の画像データについて適宜の比率で画素を間引いたり、補間演算をして画像サイズを縮小(10)する」(2頁右上欄最終段落~左下欄)等の記載及び甲5 公報の「このような原画像7のデータを記憶装置1から読み出し、まず、所定幅の 二次元領域毎の画像特徴量を高速演算回路2で求める。・・・・次に、この画像特徴量8の示す値の大小に応じて、原画像7の各部分についてデータの間引き数を決 (2頁左下欄第2段落~右下欄第2段落)等の記載から明らかである。 定する」 -方,刊行物1(甲3)には,「画像情報を忠実に表現できる範囲内に於 て一部省略してもよい」(5頁左上欄最終段落~右上欄第1段落)と記載されてい るが、上記のとおり「一部省略」と「間引き」とは全く異なる概念であるため、当業者は、刊行物1の上記記載から「間引き」に想到することはない。すなわち、「間引く」とは、間にあるものを除き、適当な間隔を保つということであるから、 本件特許出願当時の当業者の認識では、画像処理において、オリジナル画像を間引 くという技術は、オリジナル画像の細部を破壊するという技術であったものであ る。そして、特に医用放射線画像は、人体の生命にかかわる重要な診断を行うため の極めて貴重な画像であるから、得られた画像の細部を破壊する、すなわち、得られた画像自体を無にするということは到底考えられないものであった。したがって、医用画像を扱う当業者は、刊行物1の上記記載から、医用画像を無にしても影 響のない領域,すなわち,撮像した部位の存在しない領域を省略することであれば 想到するとしても、撮像した部位をも無にすること、すなわち「間引く」ことに想 到することはあり得ない。仮に、想到したとしても、当業者は、間引き処理はオリ ジナル画像データの情報が欠落するという技術特性を持つ技術として把握していた のであるから、刊行物1の上記記載から、オリジナル画像データの情報が欠落して しまう間引き画像データでは、当然に画像情報を忠実に表現することはできないと 考え、刊行物1の上記記載の内容と間引き処理の技術特性とは適合せず、採用する ことができないと考えるのである。また、刊行物1の「この方法は放射線画像を一 旦画像記憶装置に記憶させ、さらに演算処理する必要があるため、演算処理に長時 間を要し放射線画像の読取りから表示までに時間がかかり、リアルタイム性に乏し いという重大な欠点を有していた」(3頁左下欄最終段落~右下欄第1段落) 「本発明(注,刊行物1発明)の目的は、放射線画像変換パネルに記録された放射 線画像を読取って電気信号に変換する画像読取手段、前記電気信号を一時記憶する 画像記憶手段,・・・・,前記画像読取手段と画像記憶手段との間に画像情報抽出手段を設けたことを特徴とする放射線画像読取表示装置によって達成される」(同頁右下欄第3段落)及び「前記した本発明の構成に於て,画像情報抽出部〔2〕の画像情報の抽出は、画像読取部〔1〕の放射線画像読取りと同時にリアルタイムに行われるので抽出に伴う時間的ロスは皆無である」(5頁左上欄第3段落)との記載からも明らかなように、刊行物1発明は、記憶装置にオリジナル画像をいったん記憶してから演算していたのではリアルタイム性が確保できないという課題の下で、オリジナル画像を記憶する前に画像情報を抽出する構成を採用したものである。

以上のとおり、画像処理分野における間引き処理の技術特性及び具現化する際の構成は、刊行物 1 発明に適合しないのであるから、仮に、甲 4 公報~甲 6 公報から間引き処理が画像処理分野において周知・慣用技術であったとしても、これらの記載から、当業者が「刊行物 1 発明において画像のデータを一部省略して抽出する手段として間引き手段を採用する」ことはない。

する手段として間引き手段を採用する」ことはない。 (4)本件決定は、放射線透過画像の処理という限定された技術分野において本 特許出願時に間引き手段が周知・慣用ではないとしても、画像処理を扱う関連技術 分野において間引き技術は周知・慣用であり、また間引き技術は本件発明1と同じ 技術分野といえる甲4公報において採用されている(決定謄本7頁最終段落~8頁 第1段落)と認定した。

しかしながら、放射線透過画像の技術分野において間引き技術が周知・慣用でないからこそ、画像処理分野一般における間引き処理を、放射線透過画像の技術分野の刊行物 1 発明に採用するかどうかを検討する場合には、このような間引き処理の技術特性及び具現化する際の構成が刊行物 1 発明に適合するか否かを判断する必要があるが、間引き処理の技術特性及び具現化する際の構成のいずれも刊行物 1 発明には適合せず、刊行物 1 発明において間引き処理は採用し得ないことは上記(3) のとおりである。

- (6)本件決定は、「本件発明1において当業者の予測を越える量的または質的に顕著な作用効果があるとは認められない」(決定謄本9頁第3段落)とした。しかしながら、「一部省略」と「間引き」とは異なる概念であり、間引き処理の技術特性及び具現化する際の構成は、刊行物1発明に適合しないのであるから、当業者は、刊行物1発明において、「読取画像データを間引」くことは想到し得ない。
- 2 取消事由2 (本件発明2の刊行物1発明に基づく進歩性の判断の誤り) 本件発明2は、少なくとも本件発明1の構成を含むから、本件発明2の進歩性についての本件決定の判断も誤りである。 第4 被告の反論

本件決定の認定判断に誤りはなく、原告主張の取消事由はいずれも理由がない。

- 1 取消事由 1 (本件発明 1 と刊行物 1 発明との相違点についての判断の誤り) について
- (1) 発明の属する技術分野における用語は、一般的な意味から発展した特定の 意味で用いられることが定着している場合には、その特定の意味に解すべきことは

間引き処理は、新たに発生させたデータや到来するデータにも適用し得る処理であり、記憶装置から読み出したデータにしか適用できない処理ではないから、刊行物 1 発明がオリジナル画像データを画像読取部〔1〕で発生させた直後にそれを画像記憶部〔3〕に記憶させるのと同時に画像情報抽出部〔2〕で抽出する構成を採っていることは、画像情報抽出部〔2〕に間引き処理を採用できないことの理由にはならない。刊行物 1 発明における「一部省略」の具体的技術として、「間引き」処理を採用できない理由はない。

- (3) 原告は、画像処理分野一般における間引き処理を、放射線透過画像の技術分野の刊行物 1 発明に採用するかどうかを検討する場合には、このような間引き処理の技術特性及び具現化する際の構成が刊行物 1 発明に適合するか否かを判断する必要があるが、間引き処理の技術特性及び具現化する際の構成のいずれも刊行物 1 発明には適合しないと主張する。しかしながら、刊行物 1 発明における「一部省略」の具体的技術として、「間引き」処理を採用できない理由がないことは、上記(2) のとおりである。
- (4) 刊行物 1 発明の一部省略して抽出する手段として間引き手段を採用したものも、本件発明 1 も、観察読影対象とするのは、オリジナル画像に対して階調処理などがされた後のオリジナル画像の全画素と同じ数の画素を有する画像であるから、数画素単位の領域の画像そのものが欠落するという意味での診断に必要な情報が欠落してしまうということはあり得ない。
- (5) 原告は、「一部省略」と「間引き」とは異なる概念であり、間引き処理の技術特性及び具現化する際の構成は、刊行物1発明に適合しないのであるから、当業者は、刊行物1発明において、「読取画像データを間引」くことは想到し得ないと主張する。しかしながら、間引くことが一部省略するという概念に含まれることは上記(1)のとおりであり、原告の上記主張は、前提において誤りである。
- 2 取消事由 2 (本件発明 2 の刊行物 1 発明に基づく進歩性の判断の誤り) について

上記のとおり、本件決定の本件発明1と刊行物1発明との相違点についての 判断に誤りはないから、その誤りを前提とする取消事由2は、理由がない。 第5 当裁判所の判断

- 1 取消事由 1 (本件発明 1 と刊行物 1 発明との相違点についての判断の誤り) について
- (1) 原告は、「一部省略」という概念は、「間引く」という概念とは全く異なるものであるから、「刊行物 1 発明におけるオリジナル画像データも画素毎の独立したディジタルデータであるから、このようなデータからなる画像情報を忠実に表現できる範囲内に於て一部省略して抽出する手段を考えると、画像処理に係る技術分野において、画像のデータを一部省略して抽出する手段として多くの画素からところどころを省く即ち『間引く』ようにする手段が周知・慣用のもの」(決定謄本6 頁最終段落)とした本件決定の認定は誤りであると主張する。

そこで、まず、「間引く」の用語についてみると、願書に添付すべき明細書は、様式第29により作成しなければならないところ(特許法施行規則24条)、様式第29の〔備考〕8は、「用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない」と定めているが、本件明細書(甲9-2)には、「間引く」の用語の意味を定義した記載はないので、その有する普通の意味について検討する。

広辞苑第5版(甲7-1~3)には、「間引く」の見出し語について、

「間にあるものを除き、適当な間隔を保つ」(甲7-3)との記載がある。 また、本件明細書において、「間引く」の用語は、その連用形である「間 引き」を含め、特許請求の範囲に、「前記読み取ったオリジナル画像データを前記放射線透過画像の縦方向及び横方向について同一の間引き率で間引くことにより間引き画像データを得る間引き手段と、前記間引き手段にて間引かれた間引き画像データの頻度分布に基づいて、前記放射線透過画像に応じた前記オリジナル画像データの頻度分布に基づいて、前記放射線透過画像に応じた前記オリジナル画像データの頻度分布に基づいて、前記放射線透過画像に応じた前記オリジナル画像データの頻度分布に基づいて、前記放射線透過画像に応じた前記オリジナル画像データの頻度分布に基づいて、前記放射線透過画像に応じた前記オリジナル画像データの頻度分布に基づいて、前記放射線透過画像に応じた前記オリジナル画像データの頻度分析に表現を開始を開始する。 タに対する階調処理条件を求める手段」(【請求項1】), 「前記間引き手段は、 前記読み取ったオリジナル画像データを1/4から1/32に間引く」(【請求項 2】) との記載が、発明の詳細な説明に、「前記読み取ったオリジナル画像データ を前記放射線透過画像の縦方向及び横方向について同一の間引き率で間引くことに より間引き画像データを得る間引き手段と、前記間引き手段にて間引かれた間引き画像データの頻度分布に基づいて、前記放射線透過画像に応じた前記オリジナル画 像データに対する階調処理条件を求める手段」(段落【0019】)、「前記間引 き手段は、前記読み取ったオリジナル画像データを1/4から1/32に間引くこ とを特徴とする」(同)、「フレームメモリ52から表示制御部51aに画像デ タを転送するときは,フレームメモリ52から主走査,副走査方向共に4画素おき に読出し、表示制御部51a内の表示メモリには連続して書込んでいく。これは、 表示用CRTが512画素\*640画素の表示解像力しか持たないので、主副共に 1/4に間引くためのものである」(段落【0027】)、「フレームメモリタイミング制御回路61は、1つの画素を読出すごとにDRAMのフレームメモリ52 に対してRAS、CAS信号を与え、またリフレッシュ動作も制御する。上述のよ うな制御により、撮影画像を1/4に間引きした画像データを得ることができる」 つな制御により、撮影画像を1/4に同引きした画像ナーダを得ることができる」 (段落【0031】)、「間引き率を変更するときはラッチ回路67及びラッチ回路68への設定値を変更することで成される。たとえば、ラッチ回路67及びラッチ回路68への設定値が+1のときには左右反転画像を読出すことができる」(段落【0032】)、「読取終了時、CPU50はラッチ回路65及びラッチ回路66に先頭アドレスを設定し、ラッチ回路67及びラッチ回路6 8に+32を設定して磁気ディスク制御部57内のバッファメモリに転送を行う。 このときの画素数は64\*64画素の計4096画素になる。これは、主副走査共 に1/32に画素間引きを行い、かつ画像を正方形にトリミングした形になる。C PU50はこの画像データを用い、画像の累積頻度分布を求め、画像の最適な表示 特性である画像処理条件を求め、表示制御部51a内の表示用ルックアップテーブルの内容を変更する。このように、主副走査共に1/32に間引き(画素数は1/1024)するも、画像の持つ最大値、最小値、中央値などの特徴量や累積頻度分 布はオリジナルの画像データと殆ど変化は起きないことを本発明者は見い出し、 の現象を利用することで演算を極めて簡単化し、16ビットのマイクロプロセッサ でも画像の最適な表示特性を得るのに殆ど時間遅れなく判定できるようにしてい る。図6(A)乃至図9(H)は各間引き率における累積頻度分布と頻度分布特性 を例示する。本例でもわかるとおり、オリジナルな画像データの累積頻度分布(図

これらの記載によれば、「間引く」の用語は、本来、「間にあるものを除き、適当な間隔を保つ」という意味であるところ、デジタル画像処理の技術分野においては、3個以上並んでいる信号から、適宜位置に位置する1個以上で並んでいる個数未満の信号を取り除くことを表す場合に用いられており、画素のデジタンは、一タから成る画像情報の情報量を少なく(縮小)する手段としての「間引き」ないでは、例えば、縦横方向に1024画素ずつ正方形状に配列している画像を各方向に1/8に間引くといえば、普通は、各方向に隣接する8画ででの7画素のデータを省く(除く)ようにして、各方向に情報量を1/8に配列をででの7画素のデータを省く(除く)ようにして、各方向に情報量を1/8に配列をででの7画素のデータを省く(除く)ようにして、各方向に情報量を1/8に配列との3個となる)ことを意味するものとして使用されていることが認められ、「間引き」及び「間引く」の用語は、上記の意味で使用されているものと認められる。

こと」の一態様であるということができる。 したがって、「間引く」は、「一部省略」に含まれるということができ、「一部省略」という概念は、「間引く」という概念とは全く異なるものであるとの原告の主張は、採用することができない。そして、甲4公報~甲6公報の上記前によれば、「間引く」ことによりデータ量を少なくすることは、本件特許出願前、デジタル画像処理の技術分野において周知であったと認められるから、「刊行物1発明におけるオリジナル画像データも画素毎の独立したディジタルデータである路のにおけるオリジナル画像データも画素毎の独立したディジタルデータである。このようなデータからなる画像情報を忠実に表現できる範囲内に於て一部省略して抽出する手段として多くの画素からところを省く即ち『間引く』ようにする手段が周知・慣用のもの」(決定謄本6頁最終段落)とした本件決定の認定に誤りはない。

(2) 原告は、本件特許出願当時、当業者において、間引き処理は、技術特性として、画像のデータ量を少なくし、後段の処理量を減らせる一方、オリジナル画のに比べて情報が落ちてしまうため、細線など細かい模様を有する画像に対して、立ちば好ましくなく、具現化する際の構成として、記憶装置(磁気ディスクタンでは好ましたがある。とは好ました。間引き処理後の画像データを記憶を間引き処理を実行し、間引き処理後の画像であるから、というというというというというというがある重要な診断を行うための極めて貴重な一般は、イリジナル画像の細部を破壊し、特に医用放射線画像人体のというないものであり、また、別行物1発明は、記憶装置にオリシなには到底考えられないものであり、また、別行物1発明は、記憶装置にオリシなには到底考えられないものであり、また、別行物1発明は、記憶装置にオリシなには到底考えられないものであり、また、別行物1発明は、記憶装置におりまた。別行物1発明に適合しない旨主張する。

しかしながら、間引き処理を具現化する際の構成として、記憶装置(磁気ディスクなど)からオリジナル画像データを読み出し、当該読み出したオリジナル画像データに対して間引き処理を実行し、間引き処理後の画像データを記憶するという、3工程により具現化するものと把握されていたとの点については、間引き処理の対象となる画像データが、記憶装置(磁気ディスクなど)から読み出したものでなければならない理由はなく、原告のこの点に係る主張は全く根拠を見いだし難い。

次に、間引き処理は、オリジナル画像の細部を破壊し、特に医用放射線画像は、人体の生命にかかわる重要な診断を行うための極めて貴重な画像であるから、これを無にするとの点については、刊行物1(甲3)において、「画像情報を忠実に表現できる範囲内に於いて一部省略してもよい」(5頁左上欄最終段落~右上欄第1段落)としているのは、観察読影の対象画像を最適化するために画像情報抽出部〔2〕において抽出されるところのヒストグラム(頻度分布)等の画像情報を得るための画像データであって、画像記憶部〔3〕に記憶される全画素の画像データ(オリジナルデータ)ではないから、刊行物1発明において、「一部省略」の態様として「間引き」を採用するとしても、オリジナル画像の細部を破壊するもの

とは認められず、原告のこの点に係る主張は誤りというほかない。 さらに、刊行物 1 発明は、記憶装置にオリジナル画像をいったん記憶して から演算していたのではリアルタイム性が確保できないという課題の下で、オリジ ナル画像を記憶する前に画像情報を抽出する構成を採用したものであるとの点につ いては、間引き処理は、記憶装置から読み出したデータにしか適用できないとする 理由がないことは上記のとおりであり、新たに発生させたデータや到来するデータ にも適用し得る処理であると認められるから、刊行物 1 発明がオリジナル画像デー タを画像読取部〔1〕で発生させた直後にそれを画像記憶部〔3〕に記憶させるのと同時に画像情報抽出部〔2〕で抽出する構成を採っていることは、画像情報抽出部〔2〕に間引き処理を採用できないことの理由にはならない。したがって、この 点に係る原告の主張も理由がない。

以上のとおり、画像処理分野における間引き処理の技術特性及び具現化す る際の構成は、刊行物1発明に適合しない旨の原告の主張は、採用することができ ない。

- (3) 原告は、画像処理分野一般における間引き処理を、放射線透過画像の技術 分野の刊行物 1 発明に採用するかどうかを検討する場合には、このような間引き処理の技術特性及び具現化する際の構成が刊行物 1 発明に適合するか否かを判断する 必要があるが、間引き処理の技術特性及び具現化する際の構成のいずれも刊行物 1 発明には適合しないと主張する。しかしながら、画像処理分野における間引き処理 の技術特性及び具現化する際の構成は、刊行物 1 発明に適合しない理由がないこと は,上記(2)のとおりである。
- (4) 原告は,放射線透過画像には,毛細血管などの微細かつ重要な情報が多く 含まれているのであり、初期の病変部などは、数画素単位の領域である場合も珍し さなく、このような放射線透過画像に対して間引き処理を適用した場合、診断に必 要な情報が欠落してしまい、もはや診断に用いることができなくなってしまうこと は明らかであると主張する。しかしながら、刊行物1(甲3)において、 報を忠実に表現できる範囲内に於いて一部省略してもよい」(5頁左上欄最終段落 であるため、 であるから、 刊行物 1 発明において、 「一部省略」の態様として「間引き」を採 用するとしても、診断に必要な情報が欠落するものとは認められず、原告のこの点 に係る主張は、誤りというほかない。
- (5) 原告は、「一部省略」と「間引き」とは異なる概念であり、間引き処理の 技術特性及び具現化する際の構成は、刊行物1発明に適合しないのであるから、 業者は、刊行物1発明において、「読取画像データを間引」くことは想到し得ず 「本件発明1において当業者の予測を越える量的または質的に顕著な作用効果があ るとは認められない」(決定謄本9頁第3段落)とした本件決定の判断は誤りであると主張するが、「間引く」は、「一部省略」に含まれることは上記(1)のとおりで あり、原告の上記主張は、前提において誤りである。
- (6) 以上検討したところによれば、本件発明1と刊行物1発明との相違点につ 「刊行物1発明において、読み取った画像データを前記放射線画像の縦方向 及び横方向について同一の間引き率で間引くことにより間引き画像を得る間引き手 段を備え、頻度分布を取る画像データを前記間引き手段にて間引かれた間引き画像 とすることは当業者が周知・慣用技術等を参酌して容易に推考できるもの と認められ、本件発明1はそのようにしたものと格別異ならない」(決定謄本7頁 下から第3段落)とした本件決定の判断に誤りはなく、原告の取消事由1の主張は 理由がない。
- 2 取消事由2(本件発明2の刊行物1発明に基づく進歩性の判断の誤り)につ いて
- 上記のとおり,本件決定の本件発明1と刊行物1発明との相違点についての 判断に誤りはないから、その誤りを前提とする取消事由2の主張も、理由がない。
- 以上のとおり、原告主張の取消事由はいずれも理由がなく、他に本件決定を 取り消すべき瑕疵は見当たらない。
- よって,原告の請求は理由がないから棄却することとし,主文のとおり判決 する。

東京高等裁判所知的財産第2部

裁判官 岡 本 岳

裁判官 早田尚貴